

# 関市農業委員会総会議事録

場所：武芸川生涯学習センター

## ○議事日程

平成25年4月5日（金曜日）午後3時30分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
- (6) 議案第5号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）  
平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

## ○出席委員（34名）

1番 内藤 雅夫 君	2番 大竹 誠 君	3番 東山 武司 君
4番 栗倉 秀夫 君	6番 深川 俊朗 君	7番 加藤 徹 君
8番 大澤 慶一 君	9番 沼田 久男 君	10番 天野 邦男 君
11番 兼村 正美 君	12番 石木 治男 君	13番 篠田 権三 君
14番 村井 雅之 君	15番 山田 公平 君	16番 山本 武 君
17番 足立 孝弘 君	18番 中村 睦明 君	19番 美濃羽 久 君
21番 土屋 尊史 君	22番 土屋 顯弘 君	23番 丹羽 喜和 君
24番 相宮 千秋 君	25番 永井 博光 君	26番 野村 茂 君
27番 林 修美 君	28番 長屋 芳成 君	29番 日置 香 君
30番 藤川 勝 君	31番 村上 忠一 君	32番 伊佐地鐵夫 君
33番 川村 信子 君	34番 長尾 初恵 君	35番 岩田 幸子 君
36番 三輪 正善 君		

## ○欠席委員（2名）

5番 小川 亮二 君      20番 鈴木 和道 君

## ○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	玉田 和久 君	農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君
農業委員会事務局係長	古田 考幸 君	農業委員会事務局書記	河村 茂範 君
板取事務所 課長補佐	黒野 幸男 君	武芸川事務所 主任主査	永井 治美 君
武儀事務所 課長補佐	川島 友教 君	上之保事務所 主事	加藤 恵子 君
洞戸事務所 主任主査	河村 茂 君		

午後3時30分 開会

○事務局係長（古田考幸君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに深川俊朗会長からご挨拶をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 寒さが緩み暖かくなり桜も満開となりました。市役所の人事異動がありまして事務局の職員の異動がありましたので、後ほど自己紹介をしていただきます。

春になり農繁期で忙しくなるかと思いますが、平成25年度も、より一層のご協力をお願いします。

それでは、本日は経済部長が公務で欠席のため、事務局長にあいさつをお願いします。

○農業委員会事務局長（玉田和久君） 本年度もよろしくをお願いします。4月に職員異動がありましたので、紹介をさせていただきます。

（職員紹介）

今後とも、どうかよろしくをお願いします。

○議長（深川俊朗君） ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。本日は、5番 小川亮二委員、20番 鈴木和道委員が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

10番 天野邦男委員、11番 兼村正美委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局係長（古田考幸君） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は1ページになります。

所有権移転で、申請地は肥田瀬地内、海鮮居酒屋 磯蔵関店の北東100mほどに位置する農振農用地の田、873㎡です。

申請地は、譲渡人が相続により取得したが耕作ができないため、譲受人が管理しているため、買受けてより農業経営を拡充したいものです。

3月18日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

続いて、2番の案件は、位置図は2ページになります。

所有権移転で、申請地は、池尻地内、池尻区公民館の北西200mほどに位置する登記簿地目が宅地で、現況が畑2筆、計565.28㎡です。

譲受人は、申請地の南側に居住しており農作業がしやすいため買い受けるもの。譲渡人は相続により取得したが耕作ができないため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すものです。

3月18日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

続いて、3番の案件は、位置図は3ページになります。

所有権移転で、申請地は、上白金地内、千疋大橋の南西700mほどに位置する農振農用地の田、448㎡です。

譲渡人は、高齢となり耕作が困難となったため譲り渡すもの。譲受人は、譲り受けて農業経営の拡張を図るというものです。

3月18日に現地確認をし、田で農地性有り確認しました。

続いて、4番の案件は、位置図は4ページになります。

所有権移転で、申請地は、中之保地内、ハートタウン平成の杜の西100mほどに位置する畑、204㎡です。

譲受人は、子と共に農業経営を拡張するため申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は申し出に応じ譲り渡すものです。

3月18日に現地確認をし、畑で農地性有り確認しました。

5番の案件と同時許可案件です。

続いて、5番の案件は、位置図は、同じく4ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は、中之保地内、ハートタウン平成の杜の西100mほどに位置する畑が3筆、計1,384㎡です。

借受人は、子と共に農業経営を拡張するため申請地を借り受けたいというもの。貸付人は、借受人の申し出に応じるものです。

使用貸借の期間は、10年間としています。

3月18日に現地確認をし、畑で農地性有り確認しました。

4番の案件と同時許可案件です。

続いて、6番の案件は、位置図は5ページになります。

所有権移転で、申請地は、武芸川町平地内、めぐみの農協美濃農業サポートセンターの西80mほどに位置する農振農用地の畑、789㎡です。

譲受人は、農業生産法人であり、農業経営の拡張を図りたいというもの。譲渡人は、耕作が困難なため申し出に応じ譲り渡すものです。

3月18日に現地確認をし、畑で農地性有り確認しました。

続いて、7番の案件は、位置図は6ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は、洞戸栗原地内、奥長良川名水（株）の北50mほどに位置する農振農用地の畑が6筆、計3,382㎡です。

借受人は、震災により福島県の菌床しいたけ栽培施設が被害を受けたため、申請地を解除条件付き貸借により借り受けてビニールハウス7棟を設置したいというもの。貸付人は、借受人の申し出に応じるものです。

使用貸借の期間は、5年間としています。

3月18日に現地確認をし、畑で農地性有り確認しました。

以上、所有権移転に関するもの5件、使用貸借権の設定に関するもの2件の、計7件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○2番（大竹 誠君） 1番について異議ありません。

○16番（山本 武君） 2番について異議ありません。

○17番（足立孝弘君） 3番について異議ありません。

○19番（美濃羽 久君） 4番、5番について異議ありません。

○24番（相宮千秋君） 6番について異議ありません。

○26番（野村 茂君） 7番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の7件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局係長（古田考幸君） 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は7ページになります。

申請地は、鋳物師屋三丁目地内、関高等学校の東60mほどに位置する国道248号線沿いの畑、3.42㎡です。

申請人は、自宅敷地に離れを建築するにあたり、進入路として整備したいというものです。

3月18日に現地確認をし、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、2番の案件は、位置図は8ページになります。

申請地は、西田原地内、野田集会場の南に位置する市道沿いの畑、49㎡です。

譲受人は、住環境の向上と生活基盤の安定拡充のため、自宅に接する申請地を庭として整備したいというものです。

3月18日に現地確認をし、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断しています。

5条許可申請の4番案件と同時許可案件です。

続いて、3番の案件は、位置図は9ページになります。

申請地は、武芸川町谷口地内、天理教中濃分教会の北西40mほどに位置する市道沿いの田793㎡のうち100.00㎡。地積測量図の添付があります。

申請人は、自宅の南にある申請地に車庫及び農機具等の倉庫を建設したいというものです。

3月18日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断しています。

以上3件について、ご審議をお願いします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（内藤雅夫君） 1番について異議ありません。

○4番（栗倉秀夫君） 2番について異議ありません。

○30番（藤川 勝君） 3番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第2号の3件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局係長(古田考幸君) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、説明させていただきます。

1番の案件は、位置図は10ページになります。

所有権移転で、申請地は、弥生町一丁目地内、長良川鉄道関口駅の西60mほどに位置する市道沿いの田、320㎡です。

譲受人は、両親の居宅の隣接地である申請地を譲り受け、自己の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、農地としての維持が困難であり、申し出に応じ譲り渡すものです。

3月18日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

なお、農地の区分は都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、2番の案件は、位置図は11ページになります。

所有権移転で、申請地は、東町一丁目地内、平賀公民センターの北西100mほどに位置する市道沿いの畑、122㎡です。

譲受人は、兄から申請地を譲り受けて自己の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、妹夫婦の申し出に応じ譲り渡すものです。

3月18日に現地確認をし、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、3番の案件は、位置図は12ページになります。

所有権移転で、申請地は、肥田瀬地内、長良川鉄道 関富岡駅の南西200mほどに位置する一体利用地の宅地を介して市道に接する田、62㎡です。

譲受人は、自宅に接する申請地に農機具等の倉庫を建設したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが農地としての管理が困難であるため申し出に応じ譲り渡すものです。

3月18日に現地確認をし、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は都市計画法の用途地域内のため、第3種農地と判断されます。

続いて、4番の案件は、位置図は13ページになります。

所有権移転で、申請地は、西田原地内、野田集会場の南に位置する市道沿いの畑、85㎡です。

譲受人は、自宅に接する申請地を譲り受けて住宅の庭としたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すものです。

3月18日に現地確認をし、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断しています。

4条許可申請の2番案件と同時許可案件です。

続いて、5番の案件は、位置図は14ページになります。

所有権移転で、申請地は、西田原地内、香林寺の北東200mほどに位置する、市道沿いの畑と登記簿地目が山林で、現況が畑、計2筆231㎡です。

譲受人は、賃貸住宅に居住しているため、申請地を譲り受け、自己の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、申し出に応じ譲り渡すものです。

3月18日に現地確認をし、畑で農地性有りと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断しています。

続いて、6番の案件は、位置図は15ページになります。

賃貸借権の設定で、申請地は保明地内、今川橋の南西200mほどに位置する田9筆、うち3筆が農振農用地、計8,585㎡です。

借受人は砂利採取及び販売業を営んでおり、申請地に埋蔵する砂利を一時転用により採取したい。貸付人は申し出に応じるものです。

3月18日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

一時転用の期間は、1年間としています。

なお、隣接農地6筆のうち南西の1筆については、所有する土地も含めた計画で事業をおこなってほしいと望まれたが、事業者は有効性が見い出せないため断ったために隣地の承諾がいただけないとの理由書が添付されております。

土砂崩壊を防ぐ為の保安距離をとり、万が一被害があった場合には、借受人が責任を持って対処するとされております。

続いて、7番の案件は、位置図は16ページになります。

所有権移転で、申請地は、中之保地内、ハートタウン平成の杜の西100mほどに位置する畑、353㎡です。

譲受人は、現在の居宅が手狭になっているため申請地を譲り受け、子のための分家住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すものです。

3月18日に現地確認をし、宅地の状況であったため、始末書の添付があります。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断しています。

続いて、8番の案件は、位置図は17ページになります。

使用貸借権の設定で、申請地は、武芸川町高野地内、博愛小学校から国道418号を挟んだ南に位置する一体利用地の宅地を介して国道に接する田、492㎡です。

申請人は、親子で、子である借受人はアパート住まいで手狭になっているため、申請地を借り受け、自己のための住宅を建築したいというもの。貸付人である父は、子の申し出に応じ、申請地を貸し付けるものです。

3月18日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

使用貸借の期間は、20年間としています。

なお、農地の区分は、宅地化の状況及び、公共、公益的施設の整備状況から、500m以内に、小学校があるため、第3種農地と判断されます。

9番案件と同時許可案件です。

続いて、9番の案件は、位置図は、同じく17ページになります。

所有権移転で、申請地は、武芸川町高野地内、博愛小学校から国道418号を挟んだ南に位置する田、108㎡です。

譲受人は、自らの所有地に子が貸借により住宅を建築するため、その進入路としたいというもの。譲渡人は、農地の維持が困難となっており、申し出に応じ申請地を譲り渡すものです。

3月18日に現地確認をし、田で農地性有りと確認しました。

また、隣接農地の隣地承諾書の添付があります。

なお、農地の区分は、宅地化の状況及び、公共、公益的施設の整備状況から、500m以内に、小学校があるため、第3種農地と判断されます。

8番案件と同時許可案件です。

続いて、10番の案件は、位置図は18ページになります。

所有権移転で、申請地は、武芸川町宇多院地内、一色公民館の北西200mほどに位置する市道沿いの田、27㎡です。

譲受人は、製紙業を営んでいるが従業員の駐車場が不足しているため、申請地を譲り受け駐車場として整備したい。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ申請地を譲り渡すものです。

3月18日に現地確認をし、雑種地の状況であったため、始末書の添付があります。

なお、農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断しています。

以上、所有権移転に関するもの8件、賃貸借権の設定に関するもの1件、使用貸借権の設定に関するもの1件の、計10件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（内藤雅夫君） 1番、2番について異議ありません。

○2番（大竹 誠君） 3番について異議ありません。

○4番（栗倉秀夫君） 4番、5番について異議ありません。

○13番（篠田権三君） 6番について、住宅が近くなるために事業の拡張を断ったかと思われるので異議ありません。

○19番（美濃羽 久君） 7番について異議ありません。

○25番（永井博光君） 8番、9番について異議ありません。

○30番（藤川 勝君） 10番について異議ありません。

○議長（深川俊朗君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の10件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の所有権移転に関するもの8件、賃貸借権の設定に関するもの1件、使用貸借権の設定に関するもの1件の、計10件を岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号 農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局係長（古田考幸君） 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について、説明させていただきます。

関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

賃貸借権の設定に関するもの14筆、使用貸借権の設定に関するもの4筆、計18筆の、計11件について、承認を求められています。更新が7筆で、新規が11筆で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地目は、田が18筆で、計16,828.13㎡です。

地区は、市平賀、東本郷、小瀬、下有知、下之保、上之保の6地区。設定を受ける者は、6者で

す。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、審議をお願いいたします。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号を原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第5号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について説明させていただきます。

昨年度の農業委員会の活動について、事業を終えての点検・評価を行い、その結果により見直しを行いまして、今年度の活動を計画するものです。

別紙様式1「平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」につきまして、1ページからは、法令事務に関する点検として、総会開催の周知状況、議事録の公表、農地法、農地転用、総会での審議等についての点検項目と実施状況について。

6ページからは、法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価、8ページからは、促進等事務に関する評価として、認定農業者担い手の育成についての現状課題、目標達成に向けた活動、これら各項目についての地域の農業者からの意見を集約し記入する内容となっております。

次に別紙様式2「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」につきまして、1ページには法令事務（遊休農地に関する措置）、2ページからは、認定農業者担い手の育成について、それぞれ現状・課題・目標・活動計画等について掲載し、地域の農業者からの意見を集約し記入する内容となっております。

この案を関市のホームページに1カ月掲載し、市民からもご意見をいただき、計画に反映させたいと考えております。

○議長（深川俊朗君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第5号を原案のとおり決定いたします。

以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 次回の総会は5月7日午前10時からの予定です。

また、4月の主な行事予定は、4月16日が転用申請等受付締切日で、4月17日、18日が転

用申請等現地確認日で4月25日が農業会議答申日です。

○議長（深川俊朗君） これをもちまして閉会といたします。ご苦労様でございました。

午後4時45分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野 6 4 1 番地

㊟

---

1 0 番 関市下有知 2 8 0 7 番地 3

㊟

---

1 1 番 関市坂下町 4 7 番地

㊟

---